

自動車等の排出ガスの抑制に関する指針

平成 15 年 3 月 14 日 横浜市告示第 94 号
最近改正 平成 24 年 9 月 25 日 横浜市告示第 535 号
(改正施行 平成 24 年 10 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）第 130 条の規定により、自動車等の排出ガスの抑制に関する指針を次のとおり定め、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

1 取組方針の作成とその効果等の把握

事業者は、自らの事業活動に伴い使用する自動車等からの排出ガスの抑制のための措置を計画的かつ効果的に行うよう、次のように取り組むこととする。

- (1) 自動車等からの排出ガスの排出実態について把握した上で、抑制のための自主的な排出量に関する目標及びその達成に向けて講ずべき措置の方針を作成すること。
- (2) 具体的な措置を実施すること。
- (3) 措置の実施状況及びその効果を把握すること。
- (4) 目標及び措置の方針を再検討し、更に効果的な取組を行うこと。
- (5) 前各号の取組を行うために必要な自動車等の使用状況を記録すること。

2 排出量の抑制のための措置

事業者は、次の措置の中から個々の事業活動の規模、種類等の事情等を踏まえて、適切に選択した措置を講ずることにより、事業活動に伴い使用する自動車等からの排出ガスの抑制を図ることとする。

(1) 車両 1 台当たりの排出量の削減

ア 低公害車の積極的導入

圧縮天然ガス（CNG）自動車、ハイブリッド自動車をはじめとする九都県市指定低公害車の導入を積極的に推進する。

イ 排出量がより少ない車両への転換等

国の最新排出ガス規制適合車等、窒素酸化物、粒子状物質及び炭化水素の排出量がより少ない車両への早期転換及び粒子状物質低減装置の装着を積極的に推進すること。

ウ 適正運転の実施等

(ア) 適正運転の実施

従業員によるエコドライブの実施を推進するため、研修等により定期的に教育を実施すること。

(イ) 車両の維持管理

次の事項について、従業員の教育等を通じて実施の徹底を図ること。

- a エアクリーナーの清掃及び交換
- b エンジンオイルの適正な選択及び定期的な交換
- c 適正なタイヤ空気圧の維持

(2) 車両走行量の削減

ア 車両の有効利用の促進

次の事項の実施により、車両の有効利用を図ること。

(ア) 共同輸配送の促進

積載効率及び輸送効率の向上並びに輸送距離及び使用車両の削減を図ること。

(イ) 帰り荷の確保

空荷走行を排除すること。

(ウ) ジャスト・イン・タイムサービスの改善

行き過ぎた多頻度少量輸送の見直し及び改善を行うこと。

(エ) 道路混雑時の輸配送の見直し等

イ モーダルシフトの推進

より環境に対する負荷が少ない大量輸送機関（鉄道、海運等）の活用を推進すること。

ウ 公共交通機関等の利用の促進

自動車等による移動に頼らず、より環境に対する負荷が少ない公共交通機関（鉄道、バス等）の利用並

びに自転車及び徒歩による移動も行うこと。

(3) 自動車等を使用する事業者に対する協力

事業者は、荷主又は発注者として、自動車等を使用する事業者が行う排出ガスの抑制のための措置の実施に協力すること。

ア 貨物の輸配送を委託する場合における、荷さばき場の整備等による、貨物自動車運送事業者等が行う排出ガスの抑制のための措置の実施への協力

イ 発注を行う場合における、発注の計画化、平準化等による、受注者が行う排出ガスの抑制のための措置の実施への協力